

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、中和保健所より営業許可を受けている方へ

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき手続きをお願いします。

記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の立入検査がありますので、期日に余裕を持って手続きを行って下さい。
- 2 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
- 3 なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行って下さい。
期日中に都合が悪く手続きできない方は、中和保健所衛生課までご連絡下さい。
- 4 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ① 現在の営業許可証
 - ② 更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください）

※廃業されている場合は、許可証を持参し、営業廃止届を提出してください。

※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要です。

施設の所在地	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する更新受付日時及び場所
桜井市	H37.3.31 (R7.3.31)	令和7年1月30日(木)～2月5日(水)〈土日祝を除く〉 9時～12時 13時～16時00分 中和保健所 衛生課
大和高田市	H37.3.31 (R7.3.31)	令和7年2月3日(月)～2月7日(金)〈土日祝を除く〉 9時～12時 13時～16時00分 中和保健所 衛生課

奈良県中和保健所 衛生課

TEL：0744-48-3031（桜井市）

TEL：0744-48-3032（大和高田市）